

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日には、その
翌日)

昭和六十年十一月十五日

品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

目 次

◇告示 鶏等の移入の禁止

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定（四件）

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

◇公 告 猿銃等の取扱いに関する講習会の開催

兵庫県赤穂市の区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を昭和六十年十一月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七十二号

泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業簡易地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（ニーカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第4十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニーカッスル病の病原体を広げるおそれがある物

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県公報

鳥取県告示第千七十三号

三朝町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業大谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県告示第千七十四号

三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業明利地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
　　土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和六十年十一月十六日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　三朝町役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千七十五号**
- 日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）市場地区区画整理及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年十一月十五日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一　起業者の名称
　　赤崎町
- 二　事業の種類
　　赤崎町民運動場建設事業
- 一　縦覧に供する書類
　　土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和六十年十一月十六日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　日南町役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千七十六号**
- 土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和六十年十一月十五日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和60年11月15日 金曜日

三 起業地

- 四 収用の部分 東伯郡赤崎町大字太一埴字東河原地内
2 使用の部分 なし
赤崎町役場

鳥取県告示第千七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六年十一月十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

昭和60年11月15日

鳥取県公安委員会委員長 松田 喜代次

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- 昭和六十年七月十一日鳥取県指令受米土雜第四回十五印

〔1〕 騰籍区域に命中地の区域の名称
米子市塩田町

〔2〕 開発許可を取られた者の住所及び氏名
米子市祇園町一丁目三回

〔3〕 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな獣銃
若しくは空氣銃の所持の許可を受けようとする者
交付を受けている講習終了証明書が、交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

細谷シート工業有限会社
代表取締役
中村豪男

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年11月15日 金曜日

鳥取県公報

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和60年12月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市船町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、津口、黒坂、 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
昭和60年12月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟3階第16会議 室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者

6 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分
(2) 講習課目

ア 強銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 強銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を砲刀剣類関係手
料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。